

収入印紙の欄

# 工 事 請 書

1. 工 事 名 称 \_\_\_\_\_

2. 工 事 場 所 筑紫野市 \_\_\_\_\_

3. 請 負 代 金 額 \_\_\_\_\_

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 )

4. 工 期  
自 年 月 日  
至 年 月 日

上記の工事を請け負いました。ついては、次の各項を承諾のうえ信義に従って誠実にこれを履行しますから本契約の証として、請書を提出します。

年 月 日

受 注 者 住 所

名 称

氏 名

印

(宛先)

発 注 者 筑 紫 野 市

(裏面)

- 1 請書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書に従い履行すること。
- 2 契約により生ずる権利又は義務を、発注者の承諾がなく第三者に譲渡し、又は承継させないこと。
- 3 工事は発注者の定めた監督職員の指示があったときは、これに従い施工すること。
- 4 発注者が必要があると認めるときは、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止されても異議がなく、これらにより工期又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と協議して書面により定めること。
- 5 工事が完成したときは、直ちに発注者に書面により通知し検査を受けなければならないこと。
- 6 検査の時期は、発注者が前項の通知を受けた日から起算して14日以内にとし、支払いの時期は、検査合格後発注者が適正な請求を受けた日から起算して40日以内とすること。
- 7 自己の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができないときは、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定利率を乗じて計算した額を損害金として指定期間内に支払うこと。発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができること。
- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議なく、契約を解除されたときは、請負代金額の10分の1に相当する金額を指定期間内に支払うこと。
  - (1) 自己の責めに帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 9 損害金及び違約金は、発注者の支払うべき請負代金と相殺されても異議がないこと。
- 10 この契約に関して紛争が生じた場合には、建設業法（昭和24年法律第100号）による福岡県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図ること。
- 11 この請書に定めのない事項で、必要な事項については、筑紫野市工事請負契約約款を適用する。

現場代理人 { }  
主任技術者 { }